

修学旅行の引率教員旅費等に関するQ & A

通知…令和2年3月2日付け高小中第1654号教育長通知「修学旅行の引率教員数及び旅費等について」及び令和2年3月3日付け元高小中第1691号小中学校課長通知

問1 引率教員数を通知の基準以上の人数とすることはできるか。

答 できます。ただし、県から配分される旅費は、通知の基準の人数とします。

問2 県から配分される一人あたりの旅費額は。またその内訳は。

答 小学校は42,930円以内（広島市2泊3日相当）、中学校は58,800円以内（京都市3泊4日相当）を限度とします。

<内訳>	交通費	宿泊料	宿泊諸費	雑費
小学校	19,630円	8,100円×2泊	2,800円×2泊	500円×3日
中学校	24,100円	8,100円×3泊	2,800円×3泊	500円×4日

上記の宿泊料及び宿泊諸費は、甲地の金額です。乙地に宿泊した場合は、1泊につき宿泊料7,300円、宿泊諸費2,500円が限度となります。また、この金額を超える宿泊料等については、県から配分される旅費では支給できません。

問3 「県から配分される旅費」とは何か。

答 修学旅行引率旅費のほか、研修会等の参加旅費である一般旅費、部活動関係旅費（中学校）です。

問4 県から配分される旅費額を超える場合はどうするのか。

答 限られた予算を有効に活用するため旅費額の算定基準を設けています。市町村立学校職員給与負担法第1条において、「（略）旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（略）は、都道府県の負担とする。」とありますが、市町村（学校組合）教育委員会において、県から配分される旅費額を超えた引率教員にかかる旅費等を支出することについて妨げるものではありませんので、市町村（学校組合）教育委員会の規程等に基づき対応をお願いします。

問5 学校から高知市丸ノ内までの車賃を加算した学校別の旅費額は。

答 別添「修学旅行の引率教員旅費単価表」のとおりです。

問6 毎年実施している「修学旅行実施見込調査」は実施されるのか。

答 行き先や実施時期等を把握するため、継続して調査します。

問7 今後旅費額の見直しはあるのか。

答 県の旅費規程等の見直しにより旅費額等の変更がありましたら、その都度見直し、通知します。